

松阪市議会議長
山本 芳敬 様

令和5年6月3日

西口 真理

研修報告書

研修会の名称 「議員力研究会」
期日 令和5年5月27日(土) 13時～17時
会場 新明コミュニティセンター(名古屋市)
参加者 東海地区を中心とした市議会議員10人

この研究会は、岐阜県多治見市の職員として総合計画の策定など行政実務(部長職)だけでなく、議会事務局長経験をお持ちの青山崇氏(自治体学会会員、東海自治体学会役員)を常任の講師として迎え、年度に4～5回、名古屋駅周辺で開催されている。東海、近畿から計10人の市議会議員が参加し、毎回、あらかじめ指名のあった3人程度の議員が直近に行った一般質問等を持ち寄り事例発表する。それについて参加者で検証し、講師の青山氏からも意見が出される。自治体議員としての議員力を高めるための研究会。

【内容】

1. 一般質問等事例報告

① 瀬戸市議会議員 臼井 淳

「瀬戸市が発注する工事入札の問題点、疑惑について」

令和3年・4年度の土木工事中心の入札結果では、落札業者決定以降しか発表されない最低制限価格とまったく同一金額で入札した複数業者があり、抽選により業者が決定されている。どう見ても適切・適正な入札が行われているとは言いがたく、現状の入札適正化法にあるように市民の信頼を得る点からは、瀬戸市の入札への取り組みに問題があると言わざるを得ない。

市の答弁は、瀬戸市の事後審査型一般競争入札について、「業者は工事入札用の積算ソフトの優秀なものを入手しており、それを使用しているので、入札価格が同一金額となってしまうことがある。」などと一貫した答弁。発注者として不正入札の疑惑を排除する対策をとることを放棄している。また市は、入札結果から不正行為に疑惑を招く状況となっしながら、入札過程の開札処理では、業者が提出した内訳書のチェックを行い、何ら疑惑を招く内容ではなかったと繰り返しの答弁で、これ以上突っ込むことができなかった。

最低制限価格と同額で複数の業者が入札するという状況はあり得るのか、他市でもあるのか。不正や談合があるのではとの疑いが払拭されない。

《議論及び意見》

- ・日進市でもあった。市が競争入札に向けて示した資料から、最低制限価格が計算できるのだそうで、公契約条例を定めている自治体では増えているらしい。
- ・工事入札用の積算ソフトで、最低制限価格を千円単位までピタリと当てることが出来るのか。もしそうだとすれば、競争入札の意味がない。
- ・不正がないとしても、4～5社が同額で入札し、抽選で落札業者が決まるという状況が続いているのは適切ではない。入札制度の見直しを行うべき。

② 生駒市議会議員 塩見 牧子

「こども未来基金の取り崩しについて」

令和4年9月定例会に、こども未来基金を設置する条例案とともに、令和3年度決算剰余金31億円のうち8億円をこども未来基金を積み立てる補正予算案が提出された。

決算剰余金を積み立てる基金は、取り崩すにあたって地方財政法第4条の4の制限があるため、使い勝手が悪く、また具体的な用途も決まっていなかったため、いったん繰越金に置いておくよう修正案を提出したが否決され、基金が設置された。

令和5年3月定例会に、こども未来基金を財源とする事業費を含む令和5年度一般会計予算案が提出されたため、一般質問で地方財政法第4条の4のどの号に該当するとして取り崩すのかを問うたところ、第1号の「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。」に該当するとの答弁があった。しかし、令和5年度は、法人の業績も上向き、市民の所得も上がり税収は増えるという見込みで予算を立て、毎年かけてきたシーリングもかけておらず、また予算要求も済み、重点推進事業の決定も済んだ後、市長による「追加検討事業」も追加されており、「財源が著しく不足する」状況にあるとは言えず、予算委員会に同基金を財源とする事業費を前年度繰越金に組み替える修正案を提出したが、否決となった。

このような基金の取崩し方は許されるのか、また、財政規律を損なう行政と議会との「協働」にどう対応すべきか議論したい。

《議論及び意見》

・□地方財政法第4条

(積立金の処分)

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

などと、地方公共団体が、その積立金を処分できる場合を、緊急性、必要性を具備した事由による場合でなければならないと限定している。これをどう解釈するか。

・□地方財政法第7条

(剰余金)

第七条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。

上記地方財政法により、各自治体は、決算剰余金をどのように基金に積み立てているか。財政調整基金の意味づけ、扱いも様々であった。

③ 松阪市議会議員 西口 真理

「松阪市の障がい福祉行政について」

「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」の規定に基づいて設置されている「松阪市障がい者地域自立支援協議会」、「松阪市障がい者差別解消支援地域協議会」が、3年以上催されておらず、任期が切れたままで委員もいない状況であった。令和元年に開催された協議会は、議事録も公開されておらず、直近の会にいたっては開催通知もなかった。（「地域協議会」は非公開とされている）その後、担当課から議事録を貰い、HPにも載せてもらったが、その内容があまりにもお粗末。協議会がまったく機能を果たしていない。皆さんの市での両協議会の状況を教えていただきたい。

日ごろから、市の障がい者に対する相談業務への不満を多く耳にする。対応できる職員の人材不足もあるが、障がい者差別を受けたとの相談に対し、「市は中立の立場、ジャッジはしない。指導する立場にない。」と堂々と言いのける。「障害者差別解消法」をどう理解しているのか。市の立場と役割を問い正したいと質問を行ったが、事前の担当課との話し合いではある程度認めて是正をしてくれそうだったのが、本会議ではすっかり回答が変わって、満足できる回答が得られなかった。

《議論及び意見》

- ・協議会の公開、非公開、議事録の開示につて
- ・国が法律で自治体に計画づくりや協議会を作らせると、とりあえず作っただけで、中身のないものになりがち。自治体によって温度差がある。
- ・上位の法律である「障害者差別解消法」に地方公共団体の長が指導・勧告を行うと明記されているのに、市には条例がないので県にお願いしている・・・とはどういうことか。市独自の条例を制定しないと指導できないのか。
- ・福祉業務、相談業務を行う職員のスキルアップ(定期異動で知見の蓄積ができないなど)をどう考えるか

2. 意見交換会

「議員と政策～市民にどう伝えるか」

リーフレットや選挙公報等で、候補者の思いをどう伝えたか、議員版マニフェストをどう作っていくか、内容で重視する点は、など、統一地方選挙を終えた議員の声を参考に、全国的に低迷する地方自治体議員選挙の投票率の中、日ごろから市民に市政や議会に関心を持ってもらうには…等について意見交換。



【所感】

事例①の入札に関しては、最低制限価格とまったく同額の応札をした業者が複数あり、それが何度も続いているという事例に驚いた。これが不正なのか、正確な計算ができるようになった偶然なのか、いずれにしても、適切な状況ではないので、今後の調査、対応を見守りたい。

事例②の基金については、地方財政法に注目したことがなかったので、改めて、積立金(基金)は「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき」など、その取り崩しに制限があることを学んだ。松阪市の基金の運用、「マラソン基金」の取り崩しなどに問題はないのだろうか。財調の位置づけ、積み方、使い方も自治体によって様々で興味深かった。

③の私の発表に関しては、他市の協議会の状況も聞かせていただいた。情報公開についても、福祉行政についても、数回の質問だけでなく、日ごろから根気よくチェックし、諦めずに担当課と意見交換していこうと思う。

以上